

周知依頼

1 通目

経済産業省 文化創造産業課より

令和 7 年 5 月 16 日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和 8 年 1 月 1 日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

法改正のポイントについては、「中小受託取引適正化法ガイドブック」を御参照いただければ幸いです。

掲載先：<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

参考まで、各種要請文等も発出されており、添付にてお知らせしますのでお納めください。

<https://kinkid-s.jp/news/2025.12.26-2.pdf>

経済産業省 文化創造産業課

2 通目

全国中小企業団体中央会 労働政策部より

いつもお世話になっております。

本会に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

周知して頂きますようお願い申し上げます。

① 令和 7 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について

② 令和 8 年就労条件総合調査の実施について

① 令和 7 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について

【こども家庭庁支援局家庭福祉課より】

本年度も、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を開始します。

募集期間：令和7年12月8日（月）～ 令和8年1月30日（金）

応募方法：こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係宛てにメールまたは郵送（当日消印有効）

（メールアドレス）kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

（郵送先住所）〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

※詳細は以下HPよりご確認ください

■令和7年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を開始します | こども家庭庁

■令和7年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について | こども家庭庁

▼実施要領（PDF／206KB）

▼（別添1）表彰基準（PDF／188KB）

▼（別添2）応募様式（Excel／47KB）

▼はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰チラシ（PDF／244KB）

【問い合わせ先】

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係

住所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

電話：03-6859-0186

Mail : kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

② 令和8年就労条件総合調査の実施について

【厚生労働省政策統括官（統計、情報システム管理、労使関係担当）より】

例年行っている「就労条件総合調査」を来年1月に実施いたします。

対象となりました企業におかれましては、調査の趣旨や重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※記入していただいた内容につきましては、かたく秘密を守り、統計以外の目的で使用されることはありません。

調査目的：我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすること。

調査対象：常用労働者が30人以上の民営企業から、無作為に抽出した企業

調査時期：令和7年12月1日～令和8年1月31日

調査方法：民間業者に委託（株式会社サーベイリサーチセンター）

（サンプル付）令和8年就労条件総合調査票

(オンライン回答 URL) 就労条件総合調査 オンライン調査
(市場化テストの詳細について) 総務省 | 公共サービス改革（市場化テスト）とは
調査結果：結果の概要 | 厚生労働省

■令和 8 年就労条件総合調査へのご協力をお願いします | 厚生労働省
▼よくあるお問い合わせ | 厚生労働省

【問い合わせ先】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 就労条件係
電話 : 03-5253-1111 (内線 7639,7638)

【参考】

株式会社サーベイリサーチセンター 「厚生労働省就労条件総合調査事務局」
電話 : 0120-178-857
受付時間 9:00~18:00 (土日祝日を除く)

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会
労働政策部 岡部
〒104-0033
東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル 5F
TEL : 03-3523-4903
E-mail : roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp